

## 第 382 月例会・報告概要

日 時：2020 年 9 月 19 日 10:00～ Zoom™会議による開催

報告者：稲 田 和 也 会 員 (山梨大学)

テーマ：委任契約における報酬の再検討～クローバック条項を契機として

---

### 報告概要

#### 1. はじめに

#### 2. 委任契約の報酬に関する民法上の考え方

##### (1) 委任契約における報酬

- ・原則無償、特約があった場合には報酬請求ができるとの建付け(民法 648 条 1 項)
- ・民法上委任契約の報酬に関する規定は 648 条および 648 条の 2 の 2 条

##### (2) 報酬特約の明示的合意のない場合の請求の可否と報酬額

- ・報酬特約について、明示の合意がなくとも、認められることが多い
- ・報酬の額も当事者の意思を推定して定めるとする判例がある(大判大正 7・6・15 民録 24 輯 1126 頁、最一小判昭和 37・2・1 民集 16 卷 2 号 157 頁。いずれも弁護士報酬の事例)

##### (3) 委任が途中で終了した場合の報酬請求権

- ・委任一般に関する民法 648 条 3 項と成果報酬型委任に関する民法 648 の 2 の規定がある
- ・委任者の責めに帰すべき事由により委任の中途終了における報酬は、上記 2 条ではなく、民法 536 条 2 項の適用とするのが通説。

##### (4) 事務処理が不成功の場合の報酬

- ・改正前法下では、不成功の場合には支払わないとすることは不当であることが多いとする見解があった。
- ・成果報酬型委任では、不成功の場合には報酬を支払わないとすることもできる、労務部分については成否とは無関係に支払うべきとする見解もある。

#### 3. 取締役報酬におけるクローバック条項

##### (1) クローバック条項の概要

- ・制度趣旨の観点から、①-a) 業績連動型報酬を算定する前提に誤りがあった場合における「不当な利益」の返還を求めるものと、①-b) 不正行為があった場合における制裁とするものにと分類する方法
- ・返還の方法の観点から、②-a) 権利がすでに確定し、支給された報酬を返還させるもの(「狭義のクローバック」や「ハードクローバック」と称される)と、②-b) 権利の付与はなされているが未確定・未支給の報酬について権利を失効させるもの(「マルス」や「ソフトクローバック」と称される)に分類する方法

##### (2) 米国における規制の状況

- ・米国ではクローバック条項は、法律による規整がなされている。
- ・2002 年 SOX 法 304 条
- ・2010 年ドットフランク法 954 条に基づく証券取引所法 10D 条

##### (3) 武田薬品工業等日本企業におけるクローバック条項の状況

- ・2019 年 6 月 27 日開催の第 143 回定時株主総会における定款変更の株主提案(52.20%の賛成により否決)
- ・2020 年 4 月 1 日に発効する新たな報酬返還(クローバック)ポリシーを導入する旨を発表
- ・2016 年 10 月の日本取締役協会「経営者報酬ガイドライン(第四版)」の影響

#### 4. 委任契約における報酬の意義の再検討

##### (1) 委任における報酬の内容

- ・委任における報酬はいずれか一方にかぎらず、労務提供報酬部分と成果報酬部分によって構成されるものがあることがより一層明確にされた
- ・ひとつの委任契約であっても、理論上は民法 648 条と同 648 条の 2 が並列的に適用される場合が想定できる

##### (2) 狭義のクローバックの法的性格

- ・錯誤無効に基づく不当利得返還請求と不正行為に対する制裁としての損害賠償請求
- ・民法の委任を考えるときには、会社法 423 条以下との整合性が問題とはならない

#### 5. まとめにかえて～民法から再び会社法へ～

- ・クローバック条項は、民法でも成果報酬型委任のさらなる検討を必要にさせた
- ・企業でのクローバック条項の導入には、必要な機関決定や約定の方法・内容はもちろん、株主代表訴訟との関係、D&O保険との関係、税務上の問題の検討が必要

以上